

建設局及び都市整備局 情報共有システム利用開始に伴う説明会

# 情報共有システムの対象工事と 利用開始スケジュール

- ① 情報共有システムとは
- ② 情報共有システムの目的
- ③ 対象工事と利用開始スケジュール
- ④ 情報共有システムの利用について
- ⑤ 愛知県情報共有運用ガイドライン

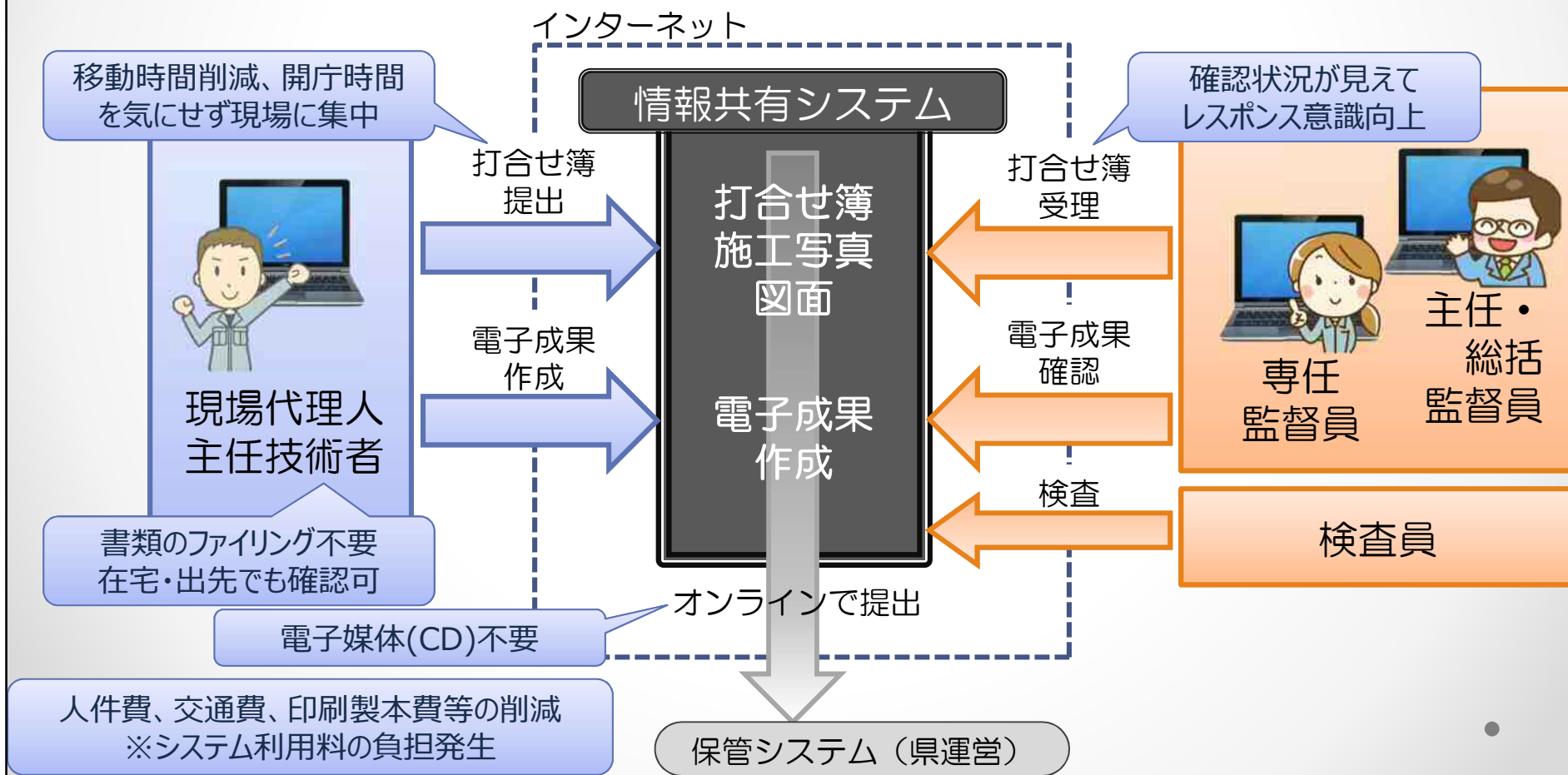
令和元年11月～12月

愛知県建設局土木部建設企画課

# ①情報共有システムとは

書類提出、資料授受、電子納品をインターネットで。

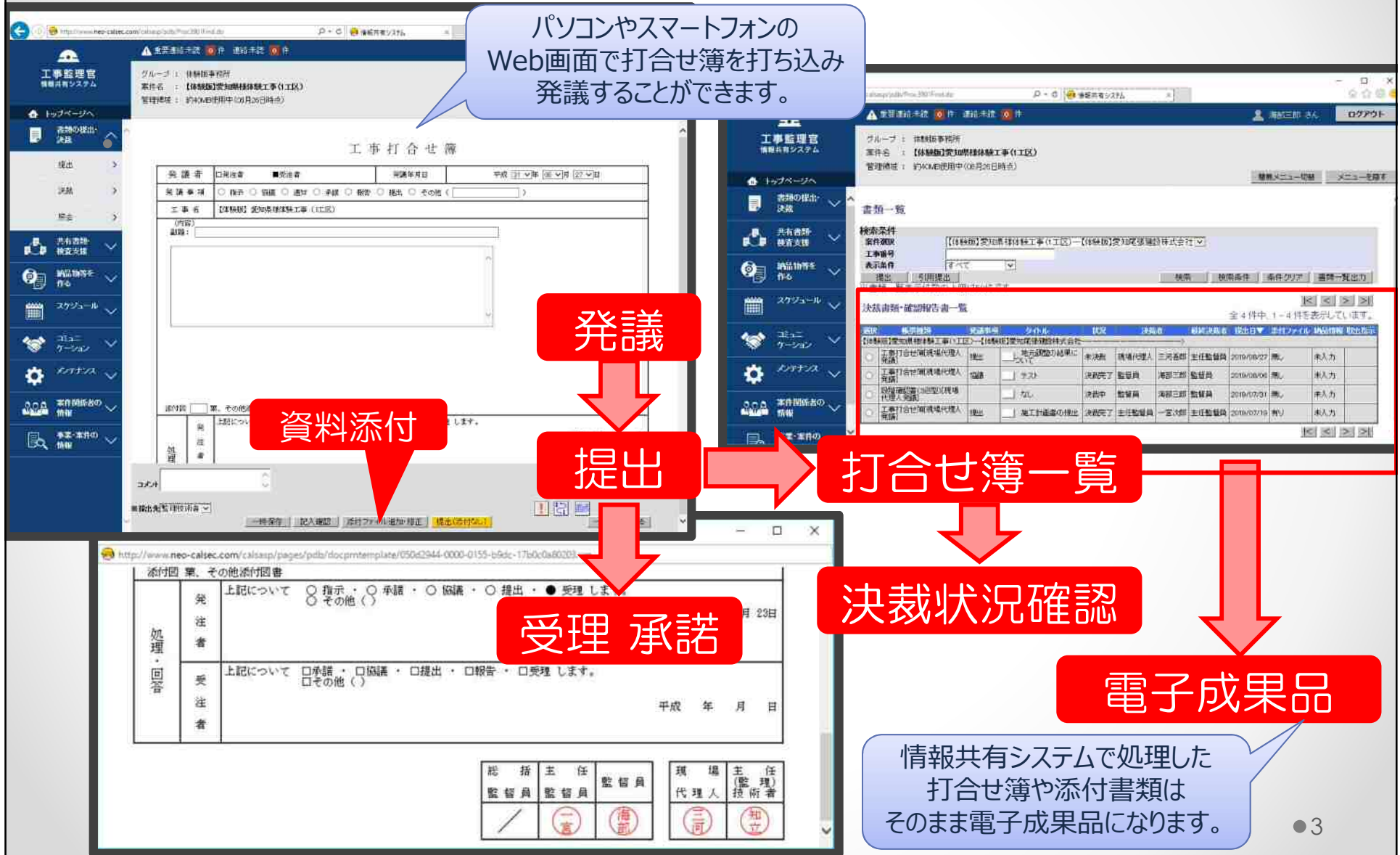
受発注者間の書類提出や施工情報等を、インターネット上のシステムを利用して提出・確認・共有する仕組みです。（ASPとも呼ばれる）



# ①情報共有システムとは

## 打合せ簿の提出、受理、管理のイメージ

パソコンやスマートフォンのWeb画面で打合せ簿を打ち込み発議することができます。



## ①情報共有システムとは

### 従来からの変更点

#### 工事書類の電子提出

打合せ簿など工事書類（打合せ簿、段階確認報告書等）は、紙ではなく、情報共有システムを使って提出・確認します。

#### 電子提出した工事書類の電子納品

電子提出した工事書類は、そのまま電子納品とします。  
（省力化のため、わざわざ紙への印刷は行いません）

#### 電子納品における電子媒体廃止

電子納品は、情報共有システムを用いてオンラインで提出します。  
従来行っていたCDなどの電子媒体の作成・提出は廃止します。

## ②情報共有システムの目的

### ICT活用による業務効率化・生産性向上が最大の目的

- ・ 情報通信技術（ICT）を活用し、受発注者間の情報の交換や共有を効率化し、生産性向上を実現するシステムです。
- ・ 本年6月の品確法改正で、ICT活用による生産性向上が受発注者双方の責務とされました。

#### 品確法：公共工事の品質確保の促進に関する法律

##### 改正の目的

インフラの品質確保と  
その担い手の中長期的な  
育成・確保

##### 改正の背景

頻発・激甚化する災害対応の強化  
長時間労働の是正などによる働き方改革の推進  
情報通信技術の活用による生産性向上が急務

- ・ 国交省は全工事導入済、41都道府県で全部又は一部導入済。  
利用実績も多く、各方面で効果が示されています。

愛知県におけるインフラの担い手確保のため、早急な取組が必要

## ②情報共有システムの目的

### 情報共有システム活用のメリット

#### 受注者

移動時間・コスト削減、現場に集中  
(オンライン提出、閉庁時でも)

生産性向上 (最大の目的)

書類確認のレスポンス改善  
(確認・決裁状況みえる化)

緊急度により期限設定も可能

電子媒体作成・修正の省力化  
(オンライン納品で電子媒体不要)

ラベル印刷や焼付が不要。修正はファイル差替のみ。

6

#### 発注者

打合せ簿の原本管理が容易  
(システム内で一元管理)

受発注者間の不整合を防止

出張時の書類確認が可能  
(他事務所、サテライトオフィス等)

受注者へのレスポンス向上

電子成果品の管理体制改善  
(電子成果をシステム管理)

会計検査時の受注者問合せ削減

## ③対象工事と利用開始スケジュール

### 対象工事(令和2年度から)

令和2年4月以降に契約する建設局及び都市整備局のすべての工事

【対象外とする場合】

- ・電子納品対象外の工事は、従来どおり書面提出可
- ・やむを得ない事情のある場合は、事前協議にて監督員と協議し対象外とできる。

例：山間・海上等で通信困難、明らかに生産性向上しない 等

### 先行導入する工事(令和2年1月から)

令和2年1月以降に契約する建設局及び都市整備局の工事のうち、当初契約の工期末が令和2年4月以降の工事 (債務・翌債)



## ④情報共有システムの利用について

### あいち建設情報共有システムを利用

愛知県の発注工事では「あいち建設情報共有システム」を利用します。  
システム運営者（公財）愛知県都市整備協会

- 県の契約情報に基づき、工事名、工期、監督員等を自動反映し、受注者へ案内メールを送付します。
- 愛知県の様式と国土交通省の様式が利用できます。
- 完了後の電子成果は、県が運営する保管システムへ引き渡します。
- 操作研修（CPDS付与）の開催及びヘルプデスク開設

### 積算基準における利用料の扱い

情報共有システムの利用料は、共通仮設費の率分（技術管理費）に含まれます。



## ⑤愛知県情報共有運用ガイドライン

情報共有システムの利用範囲、実施方法及び留意事項をまとめ、建設企画課Webページに掲載します。

### システムで処理できる書類

- ・現場代理人と監督員の間における指示、承諾、協議等

※契約者印の押印が必要なもの (契約関係書類) は従来通り書面

### 打合せ簿の留意事項

- ・添付書類は原則としてPDFファイル（事前協議で認めた形式は可）
- ・カタログ等は紙提出も可（打合せ簿鑑はシステム提出）  
（できるだけ電子。ただし生産性優先）

### 電子納品

システム内でエラーチェック  
指摘時はファイル単位で差替可

### 完了検査

当面、従来どおり受注者PCで実施  
（電子成果ダウンロード）